一二　施行期日等

1　検討

(一)　政府は、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る医療の在り方について、科学的知見に基づく適切な医療の確保を図る観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。(附則第二条第一項関係)

(二)　政府は、新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化を勘案し、当該感染症の新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条に規定する他の感染症の類型との比較等の観点から速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。(附則第二条第二項関係)

(三)　政府は、予防接種の有効性及び安全性に関する情報（副反応に関する情報を含む。）の公表の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。(附則第二条第三項関係)

(四)　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この(四)において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。(附則第二条第四項関係)

2　経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。(附則第三条～第四二条関係)

3　施行期日

この法律は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。(附則第一条関係)

(一)　一の6、8、18、19の一部及び24、三の1、4から6まで及び9、五の4、六の6、7、9及び12、七の1、一一の一部並びに一二の1の一部の規定　公布の日

(二)　一の7、13の(三)及び19の一部並びに六の1から4まで及び8の規定　公布の日から起算して一〇日を経過した日

(三)　一の4、5、15、16、19の一部及び23の一部並びに二の規定　令和五年四月一日

(四)　三の2、3、7及び8並びに四の規定　公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

◇国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（法律第九七号）（内閣官房）

一　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の一部改正関係

1　題名の改正

法律の題名を「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法」とすることとした。(題名関係)

2　大量破壊兵器関連計画等関係者に対する財産の凍結等の措置に関する規定の整備

国家公安委員会による公告の対象となった大量破壊兵器関連計画等関係者（特定の国又は地域による大量破壊兵器等の開発等に関する計画等に関与し、又は当該計画等の支援等を行う者をいう。）について、特定の財産を処分しその対価の支払を受けること等の特定の行為を都道府県公安委員会の許可に係らしめるなど財産の凍結等の措置の対象とすることとした。(第三条、第九条、第一七条等関係)

3　金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務等に関する規定の整備

金銭以外のその財産的価値の移転が容易な財産に係る債務の履行を受けること及び当該財産に係る債権の譲渡しを、財産の凍結等の措置の対象となる者が許可を受けるべき行為に追加することとした。(第九条関係)

二　外国為替及び外国貿易法の一部改正関係

1　電子決済手段等取引業者等及び電子決済手段取引に係る規定の整備

(一)　「電子決済手段等」に係る定義規定の整備を行うこととした。(第六条関係)

(二)　電子決済手段等取引業者等が顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合において、当該顧客の支払等が、許可を受ける義務が課された支払等に該当しないか等を確認する義務を課すこととした。(第一七条の四関係)

(三)　電子決済手段等取引業者等が顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行う場合において、当該顧客の本人確認義務を課すこととした。(第一八条の六関係)

(四)　一定の電子決済手段に関する取引を資本取引とみなして、外国為替及び外国貿易法の規定を適用することとした。(第二〇条の二関係)

(五)　電子決済手段等取引業者等が顧客等との間で資本取引に係る契約締結等行為を行う場合において、当該顧客等の本人確認義務を課すこととした。(第二二条の二関係)

(六)　電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介、取次ぎ又は代理をする電子決済手段等取引業者の報告に係る規定を整備することとした。(第五五条の三関係)

2　外国為替取引等取扱業者遵守基準に関する規定の整備

外国為替取引等取扱業者が外国為替取引等取扱業者遵守基準に従って外国為替取引等を行う義務を課すこととした。(第五五条の九の二～第五五条の九の四関係)

三　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正関係

1　犯罪収益等隠匿の罪等の法定刑の引上げ

(一)　不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為の罪の法定刑を一〇年以下の懲役若しくは一、〇〇〇万円以下の罰金又はその併科とすることとした。(第九条第一項～第三項関係)

(二)　犯罪収益等隠匿の罪の法定刑を一〇年以下の懲役若しくは五〇〇万円以下の罰金又はその併科とすることとした。(第一〇条第一項関係)

(三)　犯罪収益等収受の罪の法定刑を七年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はその併科とすることとした。(第一一条関係)

2　犯罪収益等として没収することができる財産の拡大

第一三条第一項各号に掲げる財産は、没収することができることとした。(第一三条第一項関係)

四　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正関係

1　薬物犯罪収益等隠匿の罪の法定刑を一〇年以下の懲役若しくは五〇〇万円以下の罰金又はその併科とすることとした。(第六条第一項関係)

2　薬物犯罪収益等収受の罪の法定刑を七年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はその併科とすることとした。(第七条関係)

五　公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律の一部改正関係

1　題名の改正

法律の題名を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」とすることとした。(題名関係)

2　特定犯罪行為の定義に関する規定の整備

国際的に保護される者を殺害する行為その他の一定の犯罪行為を「特定犯罪行為」と定義することとした。(第一条第二項関係)

3　各処罰規定の構成要件の拡充及び法定刑の引上げ

(一)　公衆等脅迫目的の犯罪行為又は特定犯罪行為（以下「公衆等脅迫目的の犯罪行為等」という。）を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金若しくはその実行に資するその他利益（資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ。）の提供を勧誘し、若しくは要請し、又はその他の方法により、これらの資金又はその他利益を提供させたときは、一二年以下の懲役若しくは一、二〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。(第二条第一項関係)